

「施設整備計画に係る質問書」に対する回答について

No.	質問事項	「手引き」における対象箇所	質問内容	回答内容
1	サテライト型居住施設について	-	<p>本体施設としては、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院、介護医療院がなりえるという判断で良いか。また、本体施設は、複数のサテライト型居住施設の本体施設になりえるのか。</p>	<p>お見込みのとおりです。                      本体施設とは、サテライト型居住施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所をいいます。                      また、サテライト型居住施設については、本体施設との密接な連携が確保されている限り複数の設置も可能です。</p>
2	サテライト型居住施設について	-	<p>新設の地域密着型特別養護老人ホームをサテライト型とした場合、本体施設の厨房で新設の地域密着型特別養護老人ホームの入居者への食事提供が可能な場合は、新設の地域密着型特別養護老人ホーム内に厨房を設置しなくても良いか。</p>	<p>サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りることとなっています。</p>
3	診療所の併設について	第2の(5)施設の構成	<p>施設の整備にあたり、介護と医療との連携の強化、医療的ケアを要する方の受入れの促進のため、当該施設内に診療所(クリニック)の併設は、本整備計画において認められるか。                      また、そのクリニックと共に、訪問看護ステーションの併設についても可能か。</p>	<p>診療所の併設は可能です。                      ただし、同一建物であっても建物内での職員および利用者の行き来ができないよう各事業エリアを明確に固定壁により区分けする必要があります。                      また、地域密着型特別養護老人ホームに居宅サービス事業所を併設する場合も同様の対応が必要となります。                      「地域密着型サービスの事業者指定に関する手引き(実施指針)」を参照してください。</p>

※留意事項: 回答内容は、質問内容に基づいて回答をしているものであり、質問の意図によっては、回答がかわることもあることを留意すること。